

仕事と介護の両立支援のために

日立ジョンソンコントロールズ空調
と関連会社で働く
人のネットワーク



2019年6・7月

No. 81

発行：オアシス
編集委員会
連絡先：多田義幸

TEL

090-9121-0602

育児・介護休業法では、仕事と介護の両立支援のための休業、休暇、労働時間短縮等の、仕事と介護の両立支援制度が規定されています。

介護休業

対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能です。

この制度は、労働者（日々雇用の方を除く）が、要介護状態（2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）の対象家族を介護するための休業です。

対象範囲は、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫です。

介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行う労働者（日々雇用の方を除く）は、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、介護その他の世話を行うための休暇の取得が可能です。

半日（所定労働時間の2分の1）単位での取得が可能となっています。

労働時間短縮等の制度

事業主は、要介護状態にある家族の介護をする労働者に関して、対象家族1人につき、以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければなりません。

- ① 短時間勤務の制度
- ② フレックスタイム制度
- ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度
- ④ 労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度

介護休業とは別に、利用開始から3年間で2回以上の利用が可能となります。

所定外労働の制限

介護のための所定外労働の制限（残業の免除）について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できません。

介護休業給付

介護休業を取得した労働者は、ハローワークに申請することで、介護休業給付を受けることが出来ます。1支給期間の支給額は、介護休業開始前6か月間の総支給額により、概ね以下のとおりです。

・平均して月額20万円程度の場合、支給額は月額13万4千円程度

『パワハラだと感じた』

「今まで何度も指導して、情報共有をしてきたが、部品の破損が無くならない」という理由で、朝礼で部品の破損をした従業員をみんなの前で破損原因と改善を言うことになったと聞いた時、そんなことをして本当に部品の破損がなくなるのだろうか？と、素直に思った。

破損を出した従業員が破損理由と改善を伝えた後に、上長から大声で追い詰められるように指導を受けた時、私は上長がみんなの前で大声で追い詰めた従業員の様子に、不安感と違和感しか覚え、破損内容が全く記憶に残っていなかった。こんな朝礼が部品の破損がある度にあるかと思うと、パワハラにしか感じない。